

## 平成28年度第2回 奈良県後発医薬品安心使用促進協議会

### ◇日時

平成29年2月13日（月） 14時00分から16時00分まで

### ◇場所

奈良市東向中町6  
奈良県経済倶楽部 4階 会議室

### ◇出席者

協議会委員：武知会長、谷本委員、竹村委員、藤井委員、喜多委員、青山委員  
谷口委員、吉澤委員、森田委員、土居委員、芝池委員、神田委員  
山崎委員

事務局：薬務課 辻元課長、村上係長、佐野技師  
関係課：保険指導課 通山主幹

### ◇議事

- ・議題1：「医療従事者向けジェネリック医薬品使用促進リーフレット配布の報告について」
- ・議題2：今後のリーフレットの内容について
- ・議題3：医療費適正化計画について

### ◇公開・非公開の別

公開（傍聴者1名）

### ◇議事概要

議題1 医療従事者向けジェネリック医薬品使用促進リーフレット配布の報告について

#### （1）事務局の説明の概要

第1回の本協議会にて協議した医療従事者向けジェネリック医薬品使用促進リーフレットについて、印刷業者へ発注し、県内の病院、診療所、歯科医院、薬局に送付した。

リーフレットの送付に伴い、読者の意見を今後の活動につなげるという目的で、アンケートを行っているので現段階でのアンケートの結果について報告する。

#### （2）議事の概要

委員：アンケートの回答は、あまり多く届かないように思う。アンケートに所属や職種についての質問とアンケートの満足度についての質問があるが、この結果を所属、職種別に分けて出して欲しい。

委員：満足度を問う質問の選択肢に“不満”とあるが、どのような点が不満なのかを知りたい。アンケートで、具体的な内容を書かせると回答率が下がると思われるので、難しいと思うが、どういった部分が不満なのかを把握できれば新たな取り組みに繋げられる。

事務局：アンケートの結果を分けて出すことは可能。不満の内容については、自由記載欄を最後に設けているので、そちらを参考にして、所属、職種別に結果を出したい。

委員：今回のリーフレットの中に、「ジェネリック医薬品を使いましょう」といった文言がなかったのは良いこと。リーフレットを通して、ジェネリック医薬品と先発医薬品の違いや、お試し調剤などの制度を始めて知った医師もいるかと思うので、役に立ったのでは。

## 議題2 今後のリーフレットの内容について

### (1) 事務局の説明の概要

今後の協議会での取り組みとして、新たな医療従事者向けのリーフレットの作成を提案させていただく。今回のリーフレットでは、掲載できなかった後発医薬品の情報について、医療従事者のニーズに沿って掲載していく予定。医療従事者のジェネリック医薬品に対する不信・不安を解消するためのリーフレットの内容について、ご協議願います。

委員：このリーフレットとは、来年度の事業ですか。

事務局：来年度の事業として取り組みたい。

委員：リーフレットを作ることに異論はないが、今年度のリーフレットの改訂版とするのか違うタイトルにするのか。もし、今回のリーフレットの内容を踏まえたものになるなら冊子になることもあるのか。

事務局：まだ決まっていない。今回ご意見をいただいて考えていきたい。

委員：“ジェネリック医薬品メーカーの取り組みについて”ですが、一つ一つの取り組みをあげていたらきりが無い。かといって、特定のメーカーのみの取り組みを紹介しては誘導のようになってしまう。最近はテレビなどでもメーカーが宣伝をしているので、改めて掲載する必要はないのでは。

委員：ジェネリック医薬品と一括りにしているが、いわゆるリーディングカンパニーと言われる数社とその他の企業がある。大きな企業は、取り組みをしているが他の企業はしていないとなると、誤解が生じる。ジェネリック製薬業界全体としてどういった方向性に進んでいるのかを掲載した方が良いのでは。

委員：ジェネリック医薬品の製薬メーカーが医療従事者から長らく要望されていることとして、安定供給・品質・情報提供の3つがある。今回のリーフレットでは、その取り組みの中でも情報提供を紹介しているが、参考とするホームページ（HP）は日本ジェネリック製薬協会のHPであり、特にどこかのメーカーに偏った情報ではないので問題ないのでは。

委員：まだアンケートの回答数が少ない。今後もあと一ヶ月半で大幅に増えるとも思えない。次の事業を決めるにも、データがないと絞り込めないのでは。

委員：“バイオシミラーについて”ですが、他のリーフレットの内容案からは少し異質に感じる。バイオシミラーは注射が主で、経口薬が無いので薬局などでは取り扱わないだろう。

委員：バイオシミラーは、ジェネリック製薬企業の中でも数社しかやっていない。業界全体として情報提供が出来ない。

委員：保険者の立場から、医療従事者が患者にどのようにアドバイスすれば良いのかを掲載して欲しい。差額通知については、協会けんぽだけが行っているわけではないので、注釈を入れて欲しい。

委員：アンケートの結果を見ながら、決めるという方向性にして、本日決定しなくても良いか。

事務局：今回いただいた意見を参考に、こちらから改めてご提案させていただく。

### 議題3 医療費適正化計画について

#### (1) 保険指導課からの説明の概要

国が医療費適正化計画の基本方針を示しましたのでそれについて説明させていただく。高齢者の医療の確保に関する法律が平成20年に出来、それによって後期高齢者医療制度が始まったわけだが、それ以外にも医療費の適正化を行うための方針が示され、法律の中にいくつかの仕組みが組み込まれている。その中の1つが医療費適正化計画。医療費適正化計画は、実施主体として都道府県が作るものだが、国が作成する医療費適正化基本方針に則して都道府県が適正化計画を作成する。国は県の計画を積み上げ、国としての計画を作成する。5年を一期として計画しており、現在、第一期の目標である平均在院日数の短縮と特定健診等の実施率の向上が柱になっていた。昨年3月に国から基本方針が告示され、11月には具体的な医療費の見込み算定式が告示された。そこで、新たに糖尿病の重症化予防の取り組み、後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用が盛り込まれた。医療費の見込みについては、取り組みがうまくいけばどれぐらいの効果が出るのかという見込みが示されている。計画では費用の見込みの他に、「医療の効率的な提供の推進」という部分にジェネリックについて載っている。厚労省の資料で、医療費の地域差の分析が示されており、地域差として、入院に関する国民医療費は地域によって最大13.6万円の差が出る、外来においては最大と最小を比較すると6.2万円の差がある。外来医療費に関して、後発医薬品の使用割合の目標を80%にすると全国で4000億円の削減が見込めると想定しているところ。医薬品の適正使用を進めると600億円の削減を見込んでいる。この地域差を無くすための方法として、保険者のインセンティブ制度を実施する。国保の30年度からのインセンティブ制度を前倒しして、今年度から実施している。30年度以降からの取り組みというのが、保険者努力支援制度と言うものがあり、これを28、29年度から前倒しして実施し、全国で150億円をインセンティブ制度に充てようとしているところ。この制度を進めるに当たり、厚労省が「今後の保険者における予防・健康づくり等の取り組みの推進に当たって共通的に評価する指標」を作成しておりまして、それが大きく分けて「予防・健康づくりに係る指標」ともう1つが、「医療の効率的な提供への働きかけに係る指標」があります。後発医薬品の使用促進に関する取り組みの実施状況というのが取り組みの指標となっている。評価指標毎に加点をし、取り組みの困難さ等を総合的に考慮して点数を算定している。後発医薬品に関しては、後発医薬品の促進の取り組みと後発医薬品の使用割合で評価しようとしているところ。今後30年度からの計画策定に県としても取り組んでいく。

#### (2) 議事概要

委員：“お薬はあまり飲んではいけません”だとか、“自分でお薬を飲まず必ず受診するように”と言われて、患者は国の方針に振り回されている。病院に行くと薬をたくさん貰うが、不要だと思っても医師等が儲からなくなるのではないかと思って薬を貰ってしまうという人は多いように思う。

委員：病院は薬を出しても儲からない。お薬代で儲けているというのは誤解。もちろん、服薬して治療しなければいけない病気に関しては薬を飲んで貰うが、患者さんが薬を飲みたくないと言われれば絶対に薬を出さないといけないということにはならない。患者と医師で十分に話し合っただけで治療の方針を決めて欲しい。

委員：誤解が蔓延していると思う。患者さんの中には先生を神様のように思っている人もいるので薬を出すとされれば貰わないといけないと思う人もいる。私自身、最近入院して、薬を調べて貰ったら、たくさんある薬のうち必要なのは2種類だけだった。

事務局：保険指導課からの説明にもあったように、医療費の適正化には、ジェネリック医薬品の使用促進と医薬品の適正使用が二本柱になっている。適正使用という部分において、ぜひ薬局を活用して欲しい。

委員：医療費適正化計画の中には、服薬の適正化、ジェネリック医薬品の使用促進の二つがあると思いますが、この協議会ではジェネリック医薬品を使用促進すると言う協議会田と思うが、適正使用という領域まで入り込むような協議会なのか。

事務局：当協議会は、後発医薬品安心使用促進協議会である。薬務課の立場では、単純にジェネリック医薬品の使用率を増やすというのではなく、いかに安全を確保しながら使用促進を進めていくかという話になる。医療従事者がジェネリック医薬品について患者にきちんと向き合い、先発医薬品でもジェネリック医薬品でも適正に使用し、安心してジェネリック医薬品が使えるということを医療従事者を通じて啓発出来るような働きをしたいという協議会である。医師にジェネリック医薬品の処方箋を書いてもらえば良いというだけでは無い、薬剤師が、ジェネリック医薬品がどのように良いのかを患者にきちんと説明できるようにならないといけない。

委員：病院薬剤師として、先発医薬品と同一成分のジェネリック医薬品が非常に重複していると感じる。かかりつけ薬剤師を持つことも重要であるし、入院するときにも全ての医療機関で出されている薬を持ってきて欲しい。

委員：ジェネリックが本当に安いのか実感がわからない。

委員：一定以上の金額の医薬品を購入している方に差額通知を行っている。ただ、安全なジェネリック医薬品を促進するというと、安全とは何なのか明確にする必要があるのでは。保険者の立場では、医療費抑制のためにジェネリックに変えていこうという考えだったが。

事務局：先発医薬品と違い、MRが少ないため情報が少なく、本当に大丈夫なのかと医師が思っていることは以前から議論になっていた。情報が少ないことは否めない。保険者の立場としては医療費の抑制が大事だと思うが、この場ではいろいろな立場の方に、その立場の中でどのようにするのが双方ともに良いのかを議論いただきたい。ただ、一筋縄ではいかないのが現状。

◇奈良県民の健康づくり推進に向けた相互連携に関する協定の締結について報告（全国健康保険協会奈良支部）

協会けんぽでは県内38万人の会員様がいる。これは県の人口の3分の1程度にあたる。去年の12月に奈良県薬剤師会と協定を結んだ。我々は、ジェネリック医薬品の使用促進をしているが、それだけでは加入者の為にはならないと考え、加入者に薬をより身近に感じて

いただくために、かかりつけ薬剤師を持ちましょう、かかりつけ医を持ちましょうと言った内容と、残薬のことを含めて総合的に知っていただくための取り組みをしている。その活動のために奈良県薬剤師会と相互連携協定を結んだ。協会けんぽとしては、毎月、奈良新聞で「教えて協会けんぽ」と言うコーナーを設けていて、その80回目の記事でジェネリック医薬品やお薬のことを特集した。お薬手帳も活用して欲しいということで、写真付きで紹介している。差額通知を行うことによってどれくらい効果が出ているのかを参考までに紹介します。平成27年度のデータですが、おそらく全国で約188億円分の医療費を削減できたと言われている。奈良県支部では、4億7000万円くらいだと言われている。